

## VI 法規等

法規等の全文（最新の情報）は、図書館法は総務省の総合行政ポータルサイト e-Gov（イーガブ）等を、また多摩市の条例・規則については多摩市の公式ホームページの「例規集・要綱集」をご覧ください。

### 1 図書館法

「社会教育法の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的」（第1章総則第1条より）として昭和25年4月30日に公布された。最終改正は平成23年8月30日。

### 2 多摩市の図書館の条例・規則

#### (1) 条例・規則一覧

条例・規則	公布・告示	最終改正 ※
多摩市図書館条例	平成8年12月26日	平成24年3月30日
多摩市図書館の管理運営に関する規則	昭和48年6月5日	平成23年2月22日
多摩市図書館処務規程	昭和48年6月5日	平成23年2月22日
多摩市図書館協議会規則	平成4年3月31日	平成23年2月22日
多摩市立図書館資料収集要綱	平成18年9月27日	平成20年3月13日
多摩市立図書館講座室等の管理運営に関する要綱	平成18年3月20日	平成21年6月30日
多摩市立図書館資料等の複写等に関する要綱	平成18年3月20日	平成21年12月1日
多摩市立図書館障がい者等サービス事業実施要綱	平成19年7月31日	平成23年3月30日
多摩市立図書館資料貸出停止実施要綱	平成16年6月30日	平成23年2月22日

※ 平成24年3月31日時点

#### (2) 平成23年度の主な改正点

平成23年8月に図書館法が改正され、図書館協議会委員の任命基準について地方公共団体の条例で定めることになり、任命基準を従前の法と同様の内容とする趣旨の附則を追加する改正を行った。

「多摩市図書館条例 平成8年 12 月 26 日条例第 26 号」より抜粋  
別表(第1条関係)

区分	名称	位置
本館	多摩市立図書館	多摩市落合二丁目 29 番地
分館	多摩市立東寺方図書館	多摩市東寺方 626 番地 7
	多摩市立豊ヶ丘図書館	多摩市豊ヶ丘五丁目 6 番地
	多摩市立関戸図書館	多摩市関戸一丁目 1 番地 5
	多摩市立聖ヶ丘図書館	多摩市聖ヶ丘二丁目 21 番地 1
	多摩市立永山図書館	多摩市永山一丁目 5 番地
	多摩市立唐木田図書館	多摩市鶴牧六丁目 14 番地
分室	多摩市立図書館行政資料室	多摩市関戸六丁目 12 番地 1

※唐木田図書館は、平成 23 年 4 月 1 日開館

「多摩市立図書館の管理運営に関する規則 昭和 48 年6月5日教委規則第7号」より抜粋  
第1条の2 図書館は、条例別表に定めるところにより次のとおり区分する。

- (1) 本館は、図書館全体の連絡調整及び情報提供を行う図書館奉仕の中心館とする。
- (2) 分館は、広域的な図書館奉仕を行う拠点館及び各地域における日常的な図書館奉仕を行う地域館とし、拠点館は、関戸図書館及び永山図書館とし、地域館は、東寺方図書館、豊ヶ丘図書館、聖ヶ丘図書館及び唐木田図書館とする。
- (3) 分室は、図書館奉仕及び本館の業務の一部を行うものとする。

### 3 多摩市立図書館の基本方針・運営方針 (平成 23 年 4 月)

#### <基本方針>

##### 市民の「知る」を支援する

多摩市立図書館は、持続可能な社会を目指し、すべての市民が必要とする資料や情報を得ることを支援します。そして、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できる図書館サービスの実現のため、地域や他機関と協力し、市民のみなさんと一緒に、積極的な図書館活動を推進します。

#### <運営方針>

##### 1 (だれもが使える図書館)

本館を中心にして分館及び分室を運営することにより、身近なところで気軽に利用できる図書館を目指します。また、だれもが図書館を利用できるよう、高齢者や障がい者、多様な文化を持つ人々へのサービスに努めます。

## **2（子どもの読書環境の整備）**

一人ひとりの子どもが、感性や人間性を育み、大きく変化する社会情勢にも対応できるよう、生きる力を支援する図書館を目指します。また、子どもたちが読書に関心をもち、いつでも読みたいときに興味ある本に出会えるよう、読書環境の整備に努めます。

## **3（市民や地域に役立つ図書館）**

暮らしや地域の課題解決、豊かな読書を支える情報拠点として、多様な資料や情報を収集・提供し、市民や地域に役立つ図書館を目指します。また、多摩市と多摩市に關係する地域資料の活用を通じて、地域文化の継承と新たな創造を支えます。

## **4（しらべるを支え、つながる図書館）**

図書館資料は、身近なところで多くの人々が便利に利用できるよう、全館で共有管理しているメリットをさらに活かします。また、より高度で専門的な調査研究に関する要望に応えるため、レファレンスサービスの充実を図るとともに、他の図書館、大学、専門機関との連携を推進します。

## **5（弾力的な管理・運営）**

利用者サービスのより一層の向上のため、新しい技術や他の図書館及び異業種の発想や手法を積極的に学び活用することにより、弾力的かつ効果的な管理・運営に努めます。